

## 平成 30 年御嵩町議会第 4 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 12 月 7 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 30 年 12 月 7 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について
  - 議案第 53 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
  - 議案第 56 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について
  - 議案第 58 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 議案第 59 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 60 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 61 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について
  - 議案第 63 号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 議案第 64 号 工事請負契約の一部変更について
  - 議案第 65 号 指定管理者の指定について
  - 議案第 66 号 可児川防災等ため池組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
  - 議案第 67 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について



## 議事日程第 1 号

平成 30 年 12 月 7 日（金曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第 3 諸般の報告

議長報告 5 件

(1) 「後期高齢者の医療の窓口負担見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を  
求める意見書採択に関する陳情

(2) 保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善に  
むけて国に対し意見書提出を求める陳情

(3) 常任委員会所管事務調査報告書

(4) 定例監査実施報告書

(5) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成 30 年 8 月分から 10 月分  
まで）

日程第 4 議案の上程及び提案理由の説明 16 件

議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 53 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて

議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につい  
て

議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 56 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第 58 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

議案第 59 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 60 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 61 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定  
について

議案第 63 号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

議案第 64 号 工事請負契約の一部変更について

議案第 65 号 指定管理者の指定について

議案第 66 号 可児川防災等ため池組合理約の一部を改正する規約の制定に関  
する協議について

議案第 67 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

---

出席議員 (11名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 大鋸敏男
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春
農林課長 可児英治	上下水道課長 鍵谷和宏

建設課長 筒井幹次  
生涯学習課長 石原昭治

会計管理者 佐久間英明

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規

議会事務局書記 丸山浩史

## 開会の宣告

### 議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、平成30年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

それでは、招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

昨日は電波障害か何かで大変な状況だったようでありませうけれど、情報インフラが一方的にああいうものだけになっていくと、本当に弱いなということをつくづく感じましたので、また違う方法も考えておく必要があるのかなと思いつつ、ニュースを見させていただきました。

それでは、第4回定例会の挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第4回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

日産自動車のカルロス・ゴーン前会長が金融商品取引法違反の疑いで東京地検特捜部に逮捕されたことは、世界中に大きな衝撃を与えました。経営危機にあった日産自動車を見事に立て直し、その経営手腕は大いに評価されました。一方、2万1,000人に及ぶ人員削減、5工場の閉鎖、取引部品メーカーの淘汰など、地域社会、地域経済の崩壊への配慮は一切なく、大きな批判があった裏の一面もありました。

現在、東京地検特捜部の事情聴取中であり、真実は定かではありませんが、長きにわたる会社経営の中で、会社を私物化し独裁体制を築いていたことや、監視体制も機能していなかったことが報道で取り沙汰されております。カリスマ経営者であっても、報道にあるような未熟な組織運営を行っていたとするならば、それはあつてはならないことであります。

本町の行政運営におきましては、役場組織としてのチェック体制や事務管理体制とコミュニケーションのさらなる強化を図り、厳しくも風通しのよい行政を実現するため、職員とともに日々努力しているところであります。また、議会における監視体制は成熟しておりますので、大変心強く思っております。

ことしも残すところ1カ月を切り、1年の振り返りや新たな年への抱負など、思いをめぐらせる時期となりました。平成31年は、平成最後の年となります。今上天皇の退位、皇太子殿下の即位と、それに伴う元号の改元が行われる歴史の節目を迎えます。そして、2年後の2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの外国人が日本へ訪れることが予想されます。岐阜県でも「ねんりんピック岐阜2020」、明智光秀を主人公とした大河ドラマ「麒麟がくる」の放映が決定されており、あわせて本町への日本人観光客の増加も期待できます。また、直近のニュースでは、2025年には大阪万博の開催が決定しました。万博は開催期間が長期であり、インバウンドの可能性もさらに高まり、県内へも多くの方が訪れることが予想されます。本町としても、交流人口の増加を図る絶好のチャンスと捉えております。そのためにも、来年は情報発信、広域連携など積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業では、3つの実証実験を行ってまいりました。そのうちの1つは、あゆみ館における流動化処理工法での地下充填です。流動化処理土で目的地の地下に確実に充填剤を流し込めるかどうかという実証実験でありましたが、検証ボーリングの結果、想定どおり充填されていることが確認されました。安全で安定した材料で確実に充填できるよう、現地プラントにおいて限られた原料で施工することとし実施いたしましたので、本定例会において工事請負契約の一部変更をお願いするものであります。

2つ目は、西田地内において道路を一体で充填することで、より経費を抑え効率的に充填ができないかという実証実験です。宅地部分だけを充填するよりも、道路と一体で充填したほうが13%も経費を抑えることができるという結果が出ました。この結果をもとに、道路も一体で充填させてもらえないか、国に要望しているところであります。

3つ目は、空洞探査の実証実験です。

電気探査、弾性波探査、レーダー探査とさまざまな探査を行いました。確実に空洞を発見する探査方法は見つかりませんでした。充填、空洞探査とも、限られた予算を有効に使わせていただくことを目途に、新たな調査、研究、発想をしてまいりたいと考えております。今後は第1期②地区から第4期地区までの充填工事を、この結果を踏まえて早急に進めてまいりますので、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

我が国は世界各国の中でも治安のよい国と言われて久しく、私たち日本人もそのように認識しており、誇らしく思っていました。「盗人にも三分の理」とは、「悪事を働いた者にもそれなりの理由がある」と、「その気になれば理屈がつけられる」との2つの意味があるそうです。私たちの幼いころには、前者の犯罪が多く報道されていたように記憶しています。しかしながら、最近の犯罪は後者の犯罪が多く、理解不能なものが多くあります。

近年、国民の生活が比較的豊かになり、生活様式の多様化や個人の権利が尊重される住みよい社会になりつつある半面、自己中心的な思考や思想、私利私欲のために老若男女を問わず、いろいろな犯罪等が後を絶たない現状にあります。これら犯罪に巻き込まれた被害者等の多くは、生命の尊厳を脅かされたばかりか、その家族等を含め平穏に生活する権利さえ脅かされると、副次的な被害に苦しめられることも少なくないと言われています。

国民の誰もが犯罪被害者等になり得る中、犯罪被害者等基本法が制定され、国、地方公共団体、国民のそれぞれの責務が規定されているところです。安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、この法律の趣旨に基づき、本町における犯罪被害者等への支援に関し、必要な事項を定める条例を上程いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

幼児期の保育サービスのより一層の充実を図るため、老朽化している中保育園について本年8月、新設、整備及び運営事業者を公募しましたところ、町内で幼稚園を運営している学校法人杉山第三学園の1業者から応募がありました。

審査選考に当たりましては、保育所等設置運営事業者選定委員会を立ち上げ、応募動機を初めとした各種審査項目をもとに、事業者からの提出書類を公正かつ慎重に委員の皆様へ審議していただいた結果、町が求める基準を満たし事業者として適当と判断したため、当該学園を事業者として決定しました。

来年度から、施設整備に向け事業者や保護者の方々と協議をしながら、子供たちにとってよりよい保育環境の整備に努めてまいります。今回、新設保育園が開園するまでの間、現在の中保育園で指定管理者制度を導入し、民間法人の事業能力を生かした運営を前倒しする形で進めるため、指定管理者の指定について提案させていただいております。

また、平成30年一般会計補正予算において、指定期間に係る指定管理委託料の債務負担行為の補正を行いますので、あわせての御審議のほどよろしくをお願いいたします。

本町への移住及び定住の促進を図るとともに、農業体験により新規就農者の確保を促進することを目的に、御嵩町滞在型農業体験施設を設置するため、本定例会に施設の設置及び管理に関する条例を上程させていただきました。

これまでの経緯としましては、平成28年度から地方創生加速化交付金事業として、施設整備に向け構想を策定し、昨年度は辺地対策事業として津橋地内で必要な土地建物の購入や実施設計を行い、本年度は整備工事を実施しております。この施設の運営手法は指定管理方式を採用したいと考えており、体験施設の効用を最大限に発揮する事業者を選定の上、指定いたします。利用料金は、条例で定める額を上限として、町の承認を得た額を指定管理者の収入として、民間のノウハウを活用しながら、農業及び里山生活等の体験、宿泊事業を行ってまいります。

次に、この施設の目指すものは大きく2つあります。



1つ目として、本町には農業体験を実施するために必要なノウハウや豊富な経験を持った農業者がお見えになります。これらの方々に御協力いただき、施設を利用しながら農業体験を通じて農産物の生産について関心や理解を深めていただくことであります。

2つ目として、実際に本町に滞在し宿泊しながら、伝統的な風土や生活を体験して、地域の人々と触れ合いながら、移住、定住につなげていくことです。既に、津橋地区の方々には自治会に対して2回の説明会の開会をし、理解や協力の依頼をさせていただいております。また、農業体験だけでなく、本町の自然や歴史、文化に触れることができる御嵩町でしか体験できないものとなるように、独自の体験メニューづくりができればと考えており、町民や地元地域の力をおかりし、この施設、事業をブラッシュアップしてまいります。今後は、来年2月には適正な運営ができる指定管理者を選定し、平成31年第1回定例会には指定管理者の指定について議案の上程を予定しております。

この施設は、今まで本町にはない宿泊機能を持った施設であります。議員の皆様を初め、さまざまな方からアイデアを伺いながら、町内外から多くの方が訪れるような、にぎわいのある施設にしたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

国は、現下の人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進しております。そのため、本町においても下水道事業に平成31年4月1日から地方公営企業会計を適用するための準備を平成28年度より進めてまいりました。

本定例会には、例規整備のため御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例を上程しております。今後は民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することにより、下水道事業の経営状況、資産等を的確に把握し、経営管理の向上に努めてまいります。

最後に、今回提出いたします平成30年度一般会計補正予算関連について、主な内容を説明いたします。

まず、歳入についてであります。電源立地地域対策交付金の交付決定による223万8,000円。災害時要配慮者を意識した避難所運営備品購入に充てるための県補助金48万6,000円。天皇陛下退位と新天皇即位に伴う改元や連休を考慮し、通例より1週早い統一地方選挙執行を見込んだ選挙費委託金100万円。本年度も北海道環境財団から森林整備でいただいた寄附金やJクレジットの販売代金など、合わせて60万円を増額したほか、これまでの予算執行状況や事業費の確定に応じて、国、県支出、地方債などを増額または減額しております。

歳出につきましては、本町のPR、情報発信の絶好の機会と捉え、構成団体に加わった大河

ドラマ「麒麟がくる」推進協議会への負担金 60 万円。日々進化し続けるネットワーク社会に対応するため、次期総合行政ネットワークシステムの環境構築のための費用等、電算機器改修関連に合わせて 438 万 4,000 円を増額計上しております。

また、ことしの夏は自然災害と言っても過言でないような猛暑日が続く、国においても小・中学校の空調設備の整備促進など、子供たちの教育環境の整備充実に大きな補正予算を組まざるを得ない状況となったことは御承知のとおりであります。

本町におきましても、エアコンが未整備となっている伏見小学校、御嵩小学校について、来期に向けて早急に整備することとし、設計・施工監理・工事費合わせて 2 億 3,770 万円の追加予算を計上しております。

これら増額予算のほか、人事異動及び給与改定による人件費の補正、これまでの執行状況などに基いた歳出予算の精査など、増減補正を行っております。これらの事業を着実に進めるため、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正予算額は歳入歳出ともに 1 億 8,154 万 7,000 円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、平成 30 年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。今回、提案いたしますのは、一般会計補正予算案など予算関係 4 件、条例関係 9 件、その他の議決案件が 3 件、都合 16 件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

**議長（山田儀雄君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

**議長（山田儀雄君）**

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番 安藤信治君、3 番 伏屋光幸君の 2 名を指名します。

---

#### 会期の決定

**議長（山田儀雄君）**

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 10 月 24 日の議会運営委員会において、本日より 12 月 14 日までの 8 日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 14 日までの 8 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをします。

---

### 諸般の報告

議長（山田儀雄君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

「後期高齢者の医療の窓口負担見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情、保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて国に対し意見書提出を求める陳情、常任委員会所管事務調査報告書、定例監査実施報告書、例月出納検査の結果について、これは平成 30 年 8 月分から 10 月分までの報告であります。以上の 5 件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告にかえさせていただきます。以上で議長報告を終わります。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第 4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第 52 号から議案第 67 号までの 16 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 16 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明を

いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

初めに、第1条第1項で既決予算額に1億8,154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億4,308万2,000円とする旨を規定しております。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条では繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正について規定をしております。

繰越明許費について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

今回表のとおり2事業について、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

1つ目は、土木費の井尻川改修工事で、繰越額は3,700万円でございます。井尻川につきましては、改修に伴う契約手続は完了いたしました。補償物件の移転に不測の期間を要し、年度内の工事完了が見込めなくなったことから予算繰り越しをお願いするものであります。

2つ目は、教育費の小学校空調設備設置事業で、2億3,600万円の繰り越しをお願いいたします。ことしの夏の猛暑を受け、急遽伏見小学校についてはスポットクーラーの設置に係る補正予算を専決処分し対応したところでありますが、早急に伏見小学校及び御嵩小学校へ空調設備を整備するため歳出予算に追加させていただくと同時に、これからの発注では年度内の事業完了は見込めないことから、2校分の工事費及び施工監理委託料について、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、7ページ、第3表 債務負担行為の補正でございます。

中保育園の指定管理に向けた債務負担行為1件の追加をお願いいたします。期間につきましては、本年度から平成33年度まで、限度額は2億円としております。

8ページ、第4表は地方債の補正です。

表の上段は新たな借り入れの追加で、先ほど御説明しました小学校2校の空調設備整備に係る借り入れで、限度額を1億7,820万円としております。起債の処理は、学校教育施設等整備事業債で充当率75%、50%が交付税措置されるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、後ほどのお目通しをお願いいたします。

下段の4事業につきましては限度額の変更で、事業費がほぼ確定してまいりましたので、合わせて1,070万円の限度額の減額をさせていただきます。

上から3段目、橋梁整備事業につきましては、美佐野高橋と顔戸地内藤塚橋の2事業につい

て、借入れを予定していましたが、藤塚橋については国庫補助対象事業費が大きく圧縮されましたので、借入れはしないこととしております。

また、一番下段の河川改修事業は井尻川の改修事業ですが、事業費予算を増額させていただき、限度額の増額をお願いするものでございます。

飛びまして、11 ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明させていただきます。

款 12 分担金及び負担金の目 01 農林水産業費分担金は、西門前ため池、西門前第 2 ため池の概略設計に係る入札差金により、10 万 5,000 円を減額。

款 13 使用料及び手数料の項 01 使用料、目 05 土木使用料は、道路占用使用料等について滞納繰り越しがなかったことによる皆減。

目 07 教育使用料は、教員住宅の利用者が 4 戸から 8 戸に倍増したため 57 万 6,000 円を増額。

3 段目、同じく項 02 手数料の目 05 土木手数料も実績により皆減。

12 ページ、款 14 国庫支出金、目 01 総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度に関連して、住民基本台帳システム改修委託料の実績に基づき 38 万 9,000 円減額。

目 04 土木費国庫補助金は、道路橋梁事業に係る交付金の内示により 1,680 万 8,000 円の減額。

目 06 教育費国庫補助金は、私立幼稚園の途中入園児の増加等に伴い、就園奨励費を 142 万 6,000 円増額させていただくものでございます。

款 15 県支出金の項 02 県補助金、目 01 総務費県補助金は、電源立地促進対策交付金、水力発電施設周辺地域交付金とも交付決定額に基づき、合わせて 223 万 8,000 円の増額。

目 04 農林水産業費県補助金は、民有林の間伐事業に対する森林環境基金事業補助金の交付決定により、60 万 7,000 円の減額。

目 05 商工費県補助金は、諸之木峠のトイレ整備事業の完了により 271 万 8,000 円の補助金の減額。

目 08 消防費県補助金は、高齢者や女性等に配慮した避難所環境整備に対する補助率 2 分の 1 の補助金で、簡易段ボールベッドやエアベッド等の整備を予定しております。なお、既存予算で購入することから、この補助金に対応する歳出予算は計上しておりません。

3 段目、県支出金の目 01 総務費委託金は、来年 5 月の改元や連休を考慮し、統一地方選挙が 1 週間倒しされる見込みとなり、県からの通知に基づき 30 年度分の選挙委託金を 100 万円増額するものです。

13 ページ、款 17 寄附金は、公益財団法人北海道環境財団さんからいただいた 50 万円を農林水産業費寄附金として追加計上しています。



款 18 繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金 2,760 万 8,000 円を増額。

目 03 ふるさとふれあい振興基金繰入金、次の目 05 福祉向上基金繰入金とも、歳出予算の減額等に伴いそれぞれ減額しております。

款 20 諸収入、項 05 雑入の目 04 放課後児童クラブ利用者負担金は、滞納繰り越しがなかったため皆減。

目 05 雑入の節 01 総務費雑入は、北海道環境財団へのCO<sub>2</sub>吸収量 10 トン相当分の販売収入 10 万円と、御嵩駅駐車場に設置してある電気自動車急速充電器の日本充電サービスからの電気代権利金の見込み増により 48 万 9,000 円を増額。

節 02 民生費雑入は、とうしん地域振興協力基金助成金 25 万円を増額。これは言葉の教室の療養器具購入について採択を受けたものであります。

節 06 土木費雑入は、ことしのたび重なる台風により、板良住宅、顔戸住宅の屋根等に被害がありましたので、これに係る住宅共済からの災害見舞金 95 万円の追加です。

最後 14 ページの款 21 町債につきましては、先ほど第 4 表で御説明申し上げたとおりでございます。

15 ページをお願いいたします。

歳出です。

人件費の補正につきましては、職員の人員配置の変更や人事院勧告、また議会議員の 1 名の欠員分を含め、それぞれの科目で増減しておりますが、議員の報酬を含む特別職職員の給与費、共済費、それから一般職職員の給与費、共済費を合わせ、一般会計全体では 2,227 万 2,000 円の減額となっております。

なお、人件費関係につきましては 28 ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

したがいまして、これら人件費は省略して御説明させていただきます。

款 01 議会費の節 14 使用料及び賃借料は、委員会視察のバス借り上げ料について決算見込みにより 18 万円の減額。

款 02 総務費の項 01 総務管理費の目 03 企画費、節 08 報償費の男女共同参画講座の講師謝礼及び次の節 19 負担金、補助及び交付金の上段、地域活性化研修負担金につきましては、県事業を活用したことにより、ともに 10 万円を皆減。

その下、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会負担金は、再来年の明智光秀を主人公とした大河ドラマに向け、観光誘客等を促進するため県内 8 市町で協議会を立ち上げましたので、この負担金 60 万円を追加するものであります。

ページをまたいで、目 04 電算管理費の節 13 委託料は運用機器の保守委託料を精査し 100 万

1,000 円の減額。

その下、3つの委託料は国からの要請に基づき、本年度中に行うこととなった機器更新やシステム改修に要する経費を追加しています。1つ目が地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク、いわゆるLGWANについて、第4次システムへ移行するための環境構築に210万4,000円。2020年にサポートが終了するウインドウズ7からウインドウズ10への切りかえに伴うJIS2004の文字コード対応のための92万4,000円。総合行政情報システムと住基ネットを直接連携させる切りかえ業務に68万1,000円。それぞれ追加をお願いします。

同じく、電算管理費の節18備品購入費は、電算機器更新に係る入札差金162万5,000円の減額です。

目08まちづくり推進費は、わいわい館の渡り廊下の補強修繕とトイレの排水施設修繕、合わせて100万円を増額。

目09環境モデル都市推進費は、歳入でも御説明しました御嵩駅前の電気自動車急速充電器電気料金19万9,000円を増額でございます。

目10地方創生事業費は、環境都市交流体験事業において予定していた自動車借り上げ料が不要となったため9万8,000円を皆減。

目16基金費は、Jクレジットの販売収入を低炭素まちづくり基金に積み立てるものであります。

17ページをお願いします。

上の表、戸籍住民基本台帳費の節13委託料は、総合行政情報システムのJIS2004対応にあわせ、戸籍システムの文字を連携させる業務に67万5,000円を増額と、住基システムの旧姓併記の委託料が確定したことによる38万9,000円の減額です。

中ほどの表、選挙費の目03県議会議員選挙費は、冒頭、町長の挨拶にもありましたとおり、統一地方選挙が通例より1週早く執行される見込みのため、期日前投票等に係る選挙経費、合わせて167万9,000円を増額しております。

18ページ、民生費の項01社会福祉費の目02国保年金事務等取扱費の節28繰出金は、出産見込み件数の増加に伴う出産育児一時金と財政安定化支援繰入基準額に基づく財政安定化支援、合わせて101万9,000円について国保会計への繰出金の増額であります。

1段飛んで目04老人福祉費、節08報償費で、100歳の方に贈る賞賜金を20万円減額。

節20の扶助費は、外国人福祉手当対象者の減に伴い12万円の減額。

節28は、地域支援事業に係る人件費増額に伴い介護保険会計への繰出金を11万8,000円増額。

目05介護保険費の節28繰出金は、介護保険特別会計事業費の決算見込みにより119万

9,000 円の減額。

目 06 福祉医療費は、元号改正の対応を 31 年度に行うこととしたため、受給者証の印刷代と電算処理費、合わせて 39 万円を減額。

一番下段、目 09 障がい福祉費は、配食サービス対象者の増加見込みにより 25 万 5,000 円の増額と、次のページの一番上、難聴者からの要約筆記派遣要請の増加に伴う委託料 10 万 6,000 円の増額であります。

項 02 児童福祉費の目 01 児童福祉総務費の節 11 需用費は、ぼっぼ館屋外照明の修理等に 17 万円を増額。

節 18 備品購入費は、こちらもぼっぼ館の防犯カメラとレコーダーが故障したため新たに購入するため 58 万 3,000 円の増額。

その下、目 02 児童運営費の節 18 は、中保育園の食器消毒保管機故障による購入費 70 万 6,000 円の増額です。

20 ページの中ほど、衛生費の項 01 保健衛生費、目 05 環境衛生費の節 12 は、廃棄物処理場水質検査手数料の入札差金により 83 万円の減額と、節 13 では、環境汚染総合調査委託料の入札差金 75 万円を減額しております。

その下、項 02 清掃費は、目 01 し尿塵芥処理費の可燃ごみ・不燃ごみ専用袋購入に係る入札差金 49 万円の減額。

21 ページ、農林水産業費の項 01 農業費の目 03 農業振興費は、有害鳥獣の捕獲数の増加に伴い、報償費を 35 万円増額。

その下、目 04 農地費は、門前橋、西門前、西門前第 2 ため池のしゅんせつ設計委託料の入札差金 21 万 1,000 円の減額。

項 02 林業費の目 01 林業総務費の節 13、林地台帳作成委託料の入札差金 51 万 9,000 円を減額。

目 02 林業振興費は、森林環境基金事業補助金の交付決定額が見込みより少なかったため、事業面積を減らすことにより 60 万 7,000 円の補助金の減額。

目 03 町有林管理費は、北海道環境財団からの寄附金を財源として森林体験参加者の休憩用のテントやグローブの購入など、需用費に 24 万 3,000 円。22 ページに飛びまして、森林巡視用のトランシーバーやブロワー等の備品購入費に 26 万 8,000 円。1 行戻って、トランシーバー購入に伴う無線局の登録手数料 3 万 3,000 円をそれぞれ増額しております。

商工費へ行きまして、2 段目、目 02 商工振興費は、決算見込みにより小規模事業者経営改善資金利子補給金を 1,000 円増額。

目 03 観光費の節 15 は、諸之木峠のトイレ整備事業費が確定したことによる減額と、御嶽宿



内で寄附いただいた旧鍵谷邸の下水道接続工事費の増額を相殺し 300 万円の減額と、節 19 で東美濃ナンバーの申請断念により実現協議会への負担金 156 万円を皆減しております。

23 ページ上から 2 段目、土木費の項 02 道路橋梁費の節 11 需用費は、台風等に伴う町道の土砂等の撤去に費用を要したことから、今後必要な道路施設修繕費として 100 万円の増額と、節 15 の工事請負費は、防災安全交付金の内示額の減に伴う対象事業費の減額分 1,400 万円と町道中 242 号線のり面補強工事等道路維持工事費の増額分 900 万円を相殺し、500 万円の減額であります。

同じく目 04 橋梁維持費は、藤塚橋などの工事費に充てる起債の取りやめによる財源内訳の変更です。

項 03 河川費では、井尻川の改修工事について、発注後の増額変更に対応するための予算として 200 万円を増額させていただき、第 2 表の御説明のとおり全額翌年度へ繰り越しをお願いします。

項 04 都市計画費の目 01 都市計画総務費は、24 ページにまたがる 3 つの業務委託について入札差金や決算見込みによりそれぞれ減額しております。

項 05 住宅費、目 01 住宅管理費、節 11 で、板良住宅において台風被害に対応する支出が多かったことから、今後の修繕費を見込み 182 万 9,000 円の増額をお願いするものと、町営住宅の屋根塗装工事費等、実績見込みにより節 15 で 110 万円を減額するものであります。

款 09 消防費の目 01 非常備消防費、表の一番下、節 09 旅費で 108 万円の減額です。本年度、小型動力ポンプの部での県大会出場を見込み、費用弁償を計上していましたが、出場に至らなかったため、その分を減額するものであります。

25 ページへ参りまして、目 04 防災費の節 11 は、現在作成中の防災ハザードマップの決算見込みにより 100 万円の減額と、節 15 は、防災コミュニティセンターにおいて飲料水兼用貯水槽や蓄電池等が設置してある敷地へのフェンス設置を予定していましたが、貯水槽部分についてフェンス設置を見合わせたことにより 83 万円の減額です。

款 10 教育費へ参りまして、教育総務費の目 02 事務局費の節 19 負担金、補助及び交付金は、私立幼稚園への途中入園児の増加を見込み 131 万 7,000 円の増額。

26 ページ、項 02 小学校費の目 01 学校管理費で、伏見小学校、御嵩小学校への空調設備整備に係る事業費 2 億 3,770 万円を計上しております。設計及び施工の監理委託料に 550 万円と工事費 2 億 3,220 万円を見込んでおります。

項 04 生涯学習費の中ほど、目 02 公民館費は、御嵩公民館事務所の空調修繕に 29 万 7,000 円を増額。

目 05 文化財維持費は、現在進めている願興寺本堂映像記録制作について、本堂修理補助事

業への組み替えが可能となったことから、委託料 48 万 6,000 円の皆減と願興寺本堂修理第 1 期工事の入札結果により 387 万 3,000 円の補助金の減額でございます。

27 ページ、表の下、款 12 公債費は、決算見込みによる元利償還金の増減合わせて 102 万 8,000 円の減額でございます。

人件費の補正を行っておりますので、28 ページから 30 ページには給与費明細書を、また 31 ページには債務負担行為に関する調書、32 ページには地方債に関する調書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 52 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 53 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### 保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 53 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの黄色の表紙の裏、1 ページをお願いします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 353 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 8,888 万 1,000 円とするものであります。

それでは、詳細を御説明いたしますので、5 ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

款 03 県支出金ですが、歳入での保険給付費の増額に伴う保険給付費等交付金の増額、減額措置対策費補助金の交付決定に伴う増額を合わせて 2 億 251 万 2,000 円を増額するものであります。

款 05 繰入金ですが、歳出での出産育児一時金の増額に伴う増額、財政安定化支援繰入金の基準額の通知に伴う増額を合わせて 101 万 9,000 円増額するものであります。

続いて、歳出に参ります。

6 ページをお願いします。

款 01 総務費は、国保連合会への特別徴収事務負担額の件数見込みに伴い 1,000 円の増額です。

款 02 保険給付費は、今後の保険給付費の見込みによる補正であります。

項 01 療養諸費、項 02 高額療養費につきまして、一般被保険者は増額となり、退職被保険者等は減額の見込みとなります。

7 ページをお願いします。

項 04 出産育児諸費、項 05 葬祭諸費は、それぞれ見込みによる増額となり、款全体で合わせて 2 億 361 万円の増額となります。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、国庫負担減額措置対策費補助金、財政安定化支援繰入金の増額に伴う財源内訳の変更であります。

款 04 保健事業費は、レセプト分析等委託業務の委託料の確定に伴い 202 万 5,000 円の減額となります。

8 ページをごらんください。

最後に款 07 予備費は、収支見込みによる調整として 194 万 5,000 円を増額いたします。

以上で議案第 53 号 御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりオレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 108 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 2,570 万 1,000 円とするものです。

それでは、詳細を御説明しますので、4 ページをごらんください。

まず歳入からです。

款 06 繰入金ですが、歳出での認定費における認定申請件数の見込みによる減額、地域支援事業費における人件費の増額、合わせて 108 万 1,000 円減額するものであります。

続いて歳出であります。

5 ページをお願いします。

款 01 総務費、項 02 賦課徴収費は、国保連合会への特別徴収事務負担額の件数見込みに伴い 1,000 円の増額です。

項 03 認定費は、今後の認定件数が減少するとの見込みにより、医師意見書の手数料及び認定調査員の賃金を合わせて 120 万円減額するものであります。

款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 01 保険料還付金は、過年度保険料の還付見込みに伴い 30 万円減額します。

款 05 地域支援事業費は、地域包括支援センター職員の人件費 11 万 8,000 円を増額いたします。

6 ページをごらんください。

最後に款 06 予備費は、収支見込みによる調整として 30 万円を増額いたします。

以上で議案第 54 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

**上下水道課長（鍵谷和宏君）**

おはようございます。

それでは、議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

緑色の補正予算書つづりの表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、既に実績が確定したものや今後の支出がある程度見込めるものなど、現時点で精査した上で歳入歳出の増減を計上しております。したがって、主な内容の説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに第 1 条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 82 万 3,000 円を減額し、総額を 8 億 8,751 万 1,000 円とすること、第 2 項、各款項ごとの補正額につきまして 2 ページ、3 ページ記載の第 1 表 歳入歳出予算補正で定める旨、規定をしております。

第 1 表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

第 2 条は、地方債の補正を 4 ページ記載の第 2 表 地方債補正で定める規定でございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正について説明させていただきます。

公共下水道建設事業は、大庭地内の主要地方道多治見・白川線に埋設してあります中汚水幹線の管路点検において確認された管渠損傷部の改築工事の新規計上により、限度額を 1 億 2,230 万円に増額補正させていただくものです。下段の流域下水道事業負担金については、負担金額の確定見込みにより廃止させていただくものです。

次に、歳入歳出予算の主な補正内容について説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 01 分担金及び負担金、項 01 負担金、目 01 下水道事業受益者負担金は、農地の宅地化などによる猶予解除の増加見込みにより 183 万円増額。

款 06 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 下水道基金繰入金は、財源調整により 1,398 万 4,000 円減額。

7 ページをお願いいたします。

款 09 町債は、第 2 表 地方債補正で説明させていただいたとおり、公共下水道建設事業の限度額増額と流域下水道事業負担金の廃止により 1,130 万円増額させていただきます。

8 ページの歳出に移りまして、款 01 下水道事業費、項 01 下水道管理費、目 01 下水道維持管理費、節 11 需用費は、伏見地内国道のマンホール周りの舗装修繕のため 300 万円を増額。

節 27 公課費は、確定申告による支払い消費税を 86 万円増額。

項 02 下水道施設費、目 01 下水道建設費、節 08 報償費は、受益者負担金の増による一括納付報奨金の増により 58 万円を増額。

節 15 工事請負費は、埋設管路点検において、確認された管渠損傷部の非開削による改築工事の新規計上により 1,236 万 7,000 円増額。

節 19 負担金、補助及び交付金は、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金確定見込みにより 99 万 5,000 円減額。

節 22 補償、補填及び賠償金は、地下埋設物等移転対象施設の移転費用確定見込みにより 1,550 万円減額させていただくものです。

10 ページには、平成 30 年度末における地方債の現在高見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 55 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 15 分といたします。

午前 10 時 00 分 休憩

---

午前 10 時 15 分 再開

**議長（山田儀雄君）**

休憩を解いて再開をいたします。

議案第 56 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

**住民環境課長（若尾宗久君）**

おはようございます。

それでは、議案第 56 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は 3 ページ、資料は資料つづりの 1、2 ページであります。

資料 1 ページの御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の概要をごらんください。

条例改正の趣旨としまして、性別にかかわらず自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指し、性同一性障害など性別マイノリティー、少数派の人たちに配慮するため、印鑑証明書の性別欄を削除するものです。

概要としまして、1. 印鑑登録原票にある性別欄を削る。御嵩町印鑑条例の第 6 条中第 5 号「男女の別」を削り、第 6 号を第 5 号に、第 7 号を第 6 号とするものです。さらに、2. 印鑑登録証明書にある性別欄を削るとして、同条例第 11 条第 1 項中第 3 号、これも「男女の別」を削り、第 4 号を第 3 号とする。いずれの項目からも男女の別を削除し、次の号を順次繰り上げるものであります。

施行日は平成 31 年 1 月 1 日とします。

議案と条例、新旧対照表につきましては、後ほどお目通しください。

以上で御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

#### 総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 57 号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について、御説明をいたします。

議案となります条例全文につきましては、議案つづりの 4 ページ、5 ページに掲載しておりますが、条例の概要、ポイントについて御説明しますので、資料つづりの 3 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の条例制定の目的でございますが、冒頭、町長の挨拶でもありましたとおり、誰もが犯罪被害者となり得る昨今の社会情勢に鑑みまして、犯罪被害者等基本法に基づき、不幸にも町民が犯罪被害者となってしまったときの支援に関して基本的な事項を定めることとともに、必要とする施策を推進することにより、犯罪被害者等への支援体制の充実と、安全で安心して暮らせる地域社会とすることを目的に制定するものでございます。

基本原則の 1 つ目、条例第 3 条において、町は法第 3 条の基本理念にのっとり、関係機関と



連携、協力のもと、犯罪被害者等の支援に関する施策を行うとしております。

法第3条でいう基本理念とは、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んじられ、尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有すること。犯罪被害者等に対する施策は、被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている実情に応じて適切に行うこと。また、犯罪被害者等に対する施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまで、切れ目のない支援を行うというものでございます。

もう一つの基本原則として、第4条で町民等の責務について規定しております。

記載のとおり、町民や町内事業者の方には、犯罪被害者等が置かれている立場というものを十分に理解し、必要な配慮と、町や関係機関が行う施策への協力を求めています。

次に、犯罪被害者等への支援策として、3項目規定しております。

第5条では、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合、受けられるべき支援の手続や専門機関等の紹介など、連絡調整に関すること。第6条では、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、別に定める規則に基づき支援金を支給すること。第7条では、犯罪被害者等が日常生活を営む上での心身的な問題、仕事や子育てに関する問題、二次的被害などの諸問題の早期解決に向けた必要な支援を行うことを規定しております。

なお、附則において、この条例は平成31年4月1日を施行日としております。

以上がこの条例の概要となりますが、御説明しましたとおり、この条例の主目的とも言える支援金の支給等につきましては、県内や近隣自治体を参考としつつ、規則で定め運用してまいりたいと思います。

以上で議案第57号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第58号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

#### 企画課長（小木曾昌文君）

議案第58号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづり6ページをお開きください。

学校教育法の一部改正により、関係します3つの条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

第1条では、御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正を、第2条では、御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第3条では、御嵩町上水道事業給水条例の一部改正を規定しております。

改正の内容につきましては、資料で御説明いたしますので、資料つづり4ページをお開きください。

学校教育法の一部が改正されまして、大学制度の中に、新たに高等教育機関として専門職大学が設けられ、これに伴い関係します政令や省令も改正されたことに伴い、資格要件に専門職大学に係る諸要件の条例等の改正を行うものであります。

概要といたしまして、まず1つ目の御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例は、引用します学校教育法に項ずれが生じたので、改正するものであります。

2つ目の御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者が追加されることによる改正であります。

3つ目に、御嵩町上水道事業給水条例は、上水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者が追加されたことによる改正であります。

施行日はいずれも平成31年4月1日であります。

5ページから8ページまでは、3つの条例改正の新旧対照表ですので、お目直しをお願いいたします。

以上で議案第58号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案つづりその2の1ページをお開きください。

今回の一部改正では、3つの条例を施行期日や適用日の違いにて、6条立ての一部改正の条例としております。

1条と、5ページをお開きいただき、中段ぐらいのところですが、第2条では御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正を、その下、第3条と第4条では御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正を、第5条と6ページ、第6条では御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正を規定しております。

改正の内容につきましては資料で説明いたしますので、資料つづりその2の1ページをお開きください。

今回の条例改正の主なものは、平成30年人事院勧告を受けた国家公務員と同等の内容とす



るための改正を行うものであります。

それでは、条ごとの改正の説明の概要を説明します。

第1条と第2条では、御嵩町職員の給与に関する条例の改正であります。

①としまして、民間給与との比較による給与の改定で初任給や若年層に重点を置いた給料月額平均0.2%引き上げるものであります。これは平成30年4月から初級適用といたします。

②宿日直手当の改定については、宿日直勤務対象の職員の給与の状況を踏まえまして、「4,200円」から「4,400円」に改正するものであります。

③としまして、勤勉手当の支給率を年間0.05月分引き上げ、表のとおり平成30年度は12月の支給率を引き上げることで実施し、第2条では平成31年度の支給率を6月期と12月期に支給率が同じとなるように配分するものであります。

また、平成31年度の期末手当も、6月期と12月期の支給率が同じになるように改正も行っております。

第3条、第4条では、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例改正と、2ページ、第5条、第6条では、御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正するものであります。

第3条と第5条では、平成30年12月支給分の期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、第4条と第6条では、引き上げた0.05月分を平成31年度からは6月期分と12月期分が同じになるように配分する改正を行うものであります。

この改正の施行日は公布の日からとなりますが、第1条、第3条、第5条は平成30年4月1日から適用し、第2条、第4条、第6条は平成31年4月1日からの施行となります。

次の3ページから最後の16ページまでは、改正条例の新旧対照表ですので、よろしくお目通しのほどをください。

以上で議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第59号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

#### 教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

議案つづりの8ページをお開きください。

議案第59号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

現在町内の各小学校区で運営しております放課後児童クラブでの支援員不足を補う措置といたしまして、国の基準省令が改正されたことを受け、関係条例の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては資料で行いますので、資料つづりの9ページをお願いいたします。

今回の条例改正の概要でございますが、趣旨内容としまして、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブにおける支援員の資格条件について、改正が2点ございます。

1点目は、教諭となる資格を有する者の規定を明確化するため、免許状の更新が必要である学校の教諭資格を有する者から、一旦教員免許状を取得した後に更新を受けていない場合であっても支援員としての要件を満たすものとしたことです。

2点目は、支援員の資格要件を拡大するため、無資格な者でも5年以上補助員として実務経験があり、町長が適当と認めた場合は支援員となることができる旨を追加するものでございます。

なお、当条例の施行日は公布の日でございます。

また、次の10ページには新旧対照表がございますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第59号の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第60号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 指定管理者の指定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 高木雅春君。

#### 福祉課長（高木雅春君）

それでは、2案続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第60号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案つづりは9ページとなりますが、資料のほうで御説明いたしますので、資料つづりの11ページをお願いいたします。

初めに、本条例の改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令の一部改正に伴いまして、条例の規定を整備するため、町条例の一部を改正するものでございます。

その下の概要になります。

今回の改正は3点の改正でございます。

1 点目といたしまして、家庭的保育事業等で確保しなければならない保育所などの連携施設を、代替保育に係る場合には小規模保育事業等から確保できるようにする連携施設の確保義務の緩和でございます。

2 点目といたしましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理が原則であるという規定の適用を、猶予期間を5年から10年に延長するものでございます。

3 点目といたしましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例として、町が適当と認める事業者から食事の外部搬入を可能とするといった外部搬入施設を拡大するものでございます。

以上3点の基準を緩和する改正でございます。

施行日につきましては公布の日となっております。

12 ページから 16 ページまでの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 65 号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案つづりの 23 ページをお願いいたします。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、中保育園でございます。

2 の指定管理者となる団体の名称は、学校法人杉山第三学園です。

3 の指定期間につきましては、平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

次に、資料つづりの 40 ページをお願いいたします。

町といたしましては、老朽化している中保育園を民営化し、新たな場所で保育園等を新設整備するため、町が指定する場所及び時期に新設整備し、保育運営ができる事業者及び新設保育園が開園するまで、現在の中保育園において指定管理者制度による保育園ができる事業者を公募したところ、学校法人杉山第三学園の 1 業者から応募があり、学校法人杉山第三学園を事業者として決定いたしました。

また、指定管理者となる団体としての選考に当たりましては、御嵩町指定管理者選考委員会による審査、選考結果を踏まえ、御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例第 10 条第 3 項に規定する指定管理者としての指定するための基準を満たしていること、町が指定する場所及び時期に中保育園を新設整備し、保育運営を行うことができる事業者であることから、指定管理

者として指定することが妥当だと総合的に判断したものでございます。

以上で議案第 60 号の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 61 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第 66 号 可児川防災等ため池組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

#### 農林課長（可児英治君）

おはようございます。

それでは、初めに議案第 61 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は 11 ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづりの 17 ページをお願いいたします。

まず、改正趣旨として、土地改良法の一部が改正されたことにより条ずれが生じたため、御嵩町分担金徴収条例の一部を改正するほか、その他所要の改正を行うものです。

概要の 1 つ目として、法第 36 条の 2 第 1 項が第 36 条の 3 第 1 項に繰り下げられたため、条例に規定された当該部分につき改正を行います。

2 つ目として、別表の分担率の欄中、被徴収者から徴収する分担金の額を算出するための対象経費を「工事費」から「事業費」に改正を行います。

次の 18 ページから 19 ページにかけて、新旧対照表が掲載してありますので、後ほどお目通しくください。

最後に、施行日は平成 31 年 4 月 1 日ですが、別表の改正規定は公布の日から施行いたします。

以上で議案第 61 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続きまして、議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりは 12 ページからですが、制定内容については資料で御説明しますので、資料つづりの 20 ページをお願いいたします。

まず、制定趣旨として、上之郷地区に建設中である滞在型農業体験施設を供用開始すること

に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、設置及び管理に関する条例を制定するものです。

概要として、移住及び定住の促進や農業体験により、新規就農者の確保を促進するため、町が指定管理者を公募し、体験施設の効果を最大限に発揮する事業者管理を行わせること、また利用料金は条例で定める額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定め、指定管理者の収入として農業及び里山生活等の体験・宿泊事業を行うこととしております。

次に、条例の内容を御説明いたします。

1. 設置目的、名称等について、第 1 条から第 3 条で規定をしております。

設置目的は、移住・定住の促進、農業体験による新規就農者確保を促進することとしており、施設名称は、御嵩町滞在型農業体験施設、実施する事業は、農業体験、都市住民との交流などであります。

次に、2. 使用時間、休館日について、第 4 条、第 5 条で規定しております。

宿泊の場合の使用時間など、使用区分に応じて別表第 1 で規定し、原則休館日を設けず無休としております。

次に、3. 使用許可等について、第 6 条から第 10 条で規定しております。

使用の許可、制限、遵守事項、許可の取り消し等、目的外使用の禁止について規定しております。

次に、4. 使用料について、第 11 条から第 13 条で規定しております。

宿泊の場合の使用料金など、使用区分に応じて別表第 2 で規定しており、基本料金は平日 1 棟 1 泊 2 万 2,000 円で、8 名まで宿泊が可能であります。

次に、指定管理者が行う業務について、第 14 条、第 15 条で規定しております。

体験施設の管理は指定管理者に行わせることができること、さらに体験施設の利用許可など、指定管理者の行う業務を明記しております。

次の 21 ページをお願いいたします。

6. 指定の手續について、第 16 条、第 17 条で規定しております。

公募による指定の基準として、公平な利用の確保、体験施設の効用の最大限の発揮及び経費の縮減、必要な人員、資産その他経営の規模及び能力を保有、また個人情報の保護について明記しております。

次に、7. 管理の基準などについて、第 18 条、第 19 条で規定しております。

指定管理業務の管理の基準として、関係する法令、条例及び規則を遵守した適正な管理運営、適切なサービスの提供、体験施設、附属設備及び備品等の適切な維持管理、また個人情報の適正な取り扱いについて明記しております。

さらに、管理運営業務に関する基本協定を締結することとしております。

次に、8. 利用料金について、第20条から第22条で規定しております。

指定管理者は、体験施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができ、さらに利用料金の額は別表第2に定める額を上限として、あらかじめ町長の承認を得て定めることとしております。

次に、9. 事業報告書などについて、第23条から第29条で規定しております。

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出する義務があり、さらにその他、事業報告の聴取、指定の取り消し、事故発生時の対応、個人情報の取り扱い、原状回復、損害賠償の義務などについて規定しております。

次に、10. 規則委任について、第30条で規定しております。

施行に関し必要な事項は、規則において規定することとしております。

最後に施行日は規則で定める日ではありますが、指定管理に係る準備行為については施行日の前までに行うことができることとしております。

なお、先ほどの説明の中で触れました別表第1、第2につきましては、議案つづりの17ページから18ページにかけて記載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第62号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定についての説明を終わります。

最後に議案第66号 可児川防災等ため池組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、御説明いたします。

議案つづりの24ページをお願いいたします。

今回の規約改正は、可児川防災等ため池組合の事務所の位置の移転に伴い、可児川防災等ため池組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

改正内容として、事務所の位置を規定した第4条中、「可児市下恵土 5166 番地 1」を移転先である、「可児市広見一丁目 5 番地」に改めるものです。

なお、新旧対照表が資料つづりの 41 ページに記載してありますので、後ほどお目通しください。

最後に附則として、この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で議案第 66 号 可児川防災等ため池組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての説明を終わります。

3 議案をまとめて御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。



**議長（山田儀雄君）**

議案第 63 号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

**上下水道課長（鍵谷和宏君）**

それでは、議案第 63 号 御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案は議案つづりの 19 ページになりますが、資料で説明させていただきます。

資料つづりの 22 ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、本町の下水道事業について、地方公営企業法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき、地方公営企業法の規定の全部を平成 31 年 4 月 1 日から適用することに伴い、御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、10 件の条例の一部改正及び 1 件の条例の廃止をするものであります。

概要につきましては、第 1 項目めとしまして、下水道事業の組織、人事、給与及び財務について、関係する条例の改廃は、御嵩町内部組織設置条例、御嵩町職員定数条例、御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例、御嵩町基金条例の一部改正と御嵩町特別会計設置条例の廃止となります。

第 2 項目めとして、水道事業の設置等に関する条例に下水道事業の規定を加え整理する改正条例は、御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正となります。

第 3 項目めは、御嵩町長の権限で行う事務と、公営企業の管理者の権限で行う事務を区分するため、「水道事業の管理者の権限を行う町長」「下水道事業の管理者の権限を行う町長」として整理する改正条例は、御嵩町下水道条例、御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例、御嵩町水道事業の設置等に関する条例、御嵩町水道事業経営審議会設置条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、御嵩町上水道事業給水条例の一部改正となります。

施行日は平成 31 年 4 月 1 日です。

次のページ、2 ページからの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 63 号について、御説明させていただきました。御審議のほどお願いをいたします。

**議長（山田儀雄君）**

議案第 64 号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 大鋸敏男君。

**亜炭鉱廃坑対策室長（大鋸敏男君）**

それでは、議案第 64 号 工事請負契約の一部変更について説明させていただきます。

お手元の議案つづり 22 ページをお願いいたします。

平成 30 年御嵩町議会第 1 回臨時会（議案第 1 号）で議決されました工事請負契約の一部を次のとおり変更するために、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、平成 29 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業あゆみ館防災工事です。

2. 契約の金額、2 億 3,976 万円を 2 億 8,609 万 6,320 円に変更するものでございます。

3. 変更理由は、工事変更等による増額でございます。

4. 契約の相手方は、徳倉建設株式会社岐阜営業所でございます。

資料につきましてはお手元の資料つづり 37 ページに工事請負仮変更契約書の写しを添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

次の 38 ページに、工事実施箇所を記載した図面を添付しております。

右下の枠内をごらんいただきたいと思っております。

工事対象区域の変更はございません。

工事の概要としまして、端部充填材が 3,903 立方メートルから 4,003 立方メートルに増加しましたが、中詰め充填材が 2,417 立方メートルから 2,221 立方メートルに減少となりました。

充填孔は 51 カ所から 50 カ所に減少しましたが、削孔箇所数は 121 カ所から 142 カ所に増加しました。それに伴いまして、削孔延長が 1,540 メートルから 2,109 メートルに増加しました。

充填設備、検証調査業務の変更はございません。

最後の段の充填プラントですけれども、当初は小牧市にある常設プラントから充填材を運搬する予定でしたけれども、材料の品質を確保するために町内に単独の充填プラントを設置し製造することとしたため、増加となりました。

なお、増額した費用の財源につきましては、全て国・県で積み立てられました基金から交付され、充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

**散会の宣告**

**議長（山田儀雄君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は 12 月 11 日午前 9 時より開会しますので、よろしくお願いをいたします。



これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 59 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長            山   田   儀   雄

署 名 議 員            安   藤   信   治

署 名 議 員            伏   屋   光   幸

